

東京都北区 LINE 公式アカウント運用ポリシー

2 北政広第 1817 号

令和 2 年 9 月 29 日

(趣旨)

第 1 条 このポリシーは、東京都北区（以下「区」という。）が運用する LINE 公式アカウント（以下「当アカウント」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(当アカウントの目的)

第 2 条 区は、区の取り組みやイベント等の区政情報発信のほか、災害時の迅速な情報提供などに活用するため、当アカウントを開設し、利用者が必要とする情報を発信する。

(運用管理)

第 3 条 当アカウントのアカウント名は「東京都北区」とし、アカウント ID は@kitacity とする。

2 当アカウントの管理及び情報の配信は、政策経営部広報課（以下「広報課」という。）が行う。

(サービスの内容)

第 4 条 区が当アカウントにより提供するサービスは、次に掲げるものとする。

- (1) 防犯・防災に関する情報、区内イベント情報、子育て支援情報等の発信
- (2) 災害時の緊急情報をはじめ、区民生活に特に影響を与える情報の発信
- (3) 区が運営する各種情報発信ツールへの誘導
- (4) その他、広報課長が必要と認める情報の発信

(メッセージ等への回答)

第 5 条 区は、当アカウントの利用者から投稿されたメッセージ等に対し、個別の回答を行わないものとする。

(メッセージ等の削除)

第 6 条 利用者による次に定める内容を含むメッセージ及び投稿を禁止するとともに、広報課長は、これらの投稿を予告なく削除することができる。

- (1) 法令等に違反する内容又は違反するおそれがあるもの
- (2) 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権その他の区又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの

- (6) 人権、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (8) 虚偽及び事実と異なるもの並びに単なるうわさ及びうわさを助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報を特定、開示又は漏えいする等プライバシーを侵害するもの
- (10) 有害なプログラム等
- (11) わいせつな表現等を含むもの
- (12) その他区が不適切と判断したもの及びこれらのものを含むホームページ等へのリンク
- (13) LINE 株式会社が定める利用規約に反するもの

(知的財産権)

第7条 当アカウントで掲載している個々の情報(画像、文章、イラスト等)に関する知的財産権は北区又は原著作者等に帰属する。

- 2 当アカウントの内容について、「私的利用のための複製」、「引用」等著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することを禁止する。

(免責事項)

第8条 区は、当アカウントに掲載される情報の正確性、完全性、有用性等を完全に保証するものではない。

- 2 区は、利用者が当アカウントの掲載情報を利用又は信用したことにより利用者又は第三者が被った損害について、区に故意又は重大な過失のあったときを除き、一切の責任を負わないものとする。
- 3 区は、利用者により投稿された内容について一切の責任を負わないものとする。
- 4 区は、利用者間又は利用者と第三者の間のトラブルによって利用者若しくは第三者に生じたいかなる損害について、一切の責任を負わないものとする。
- 5 区は、第1項から前項までのほか、当アカウントに関連する事項に起因し、又は関連して生じたいかなる損害について、一切の責任を負わないものとする。
- 6 区は、本ポリシーを予告なく変更する場合がある。
- 7 区は、予告なしに当アカウントを停止・終了することがある。

付 則

このポリシーは、令和2年10月1日から施行する。